

令和5年度 鳥取県会計年度任用職員（心理判定員）採用試験募集案内

◆鳥取県立総合療育センター 事務部採用担当◆

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3 電話(0859)38-2155 FAX(0859)38-2156

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	随時募集しています。 ◎ 持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎ 郵送の場合は、封筒表に「受験申込書在中」と朱書してください。 ◎ 持参による場合の受付時間 平日の8:30～17:15は事務部で受け付けます。
試験日時 (面接試験)	随時実施します。 ◎ 諸事情により、試験日が変更になる場合があります。変更の場合は、別途電話連絡しますので、受験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。 ◎ 開始時間は遅れる場合がございますのであらかじめご了承ください
試験会場	鳥取県立総合療育センター第2会議室(米子市上福原七丁目13-3)
合格者発表日	採用試験から3日以内

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	勤務場所
会計年度任用職員 (心理判定員)	1名	心理検査に関すること。 心理療法に関すること。 入所・入院・外来児(者)への心理的支援 および家族支援(小集団含む)に関する こと。 ペアレントトレーニング(ペアサポ)に 関すること。	総合療育センター

3 受験資格

(1)年齢 性別を問いません。

(2)必要な資格

次のいずれかを満たす者

- ・臨床心理師又は公認心理士の資格を有する者
- ・大学で心理学を修めて卒業した者で次のいずれにも該当する者
 - 児童の発達・心理に関する知識を有する者
 - 知能・発達検査に関する技術を有する者

(3)地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
面接試験	300点	個別面接による口述試験

5 任用期間

任用期間	採用日～令和6年3月31日 ※採用試験日から概ね2週間程度後が採用日となります。 ※勤務成績その他事情を踏まえ、翌年度においても任用が継続されることがあります。(令和6年11月30日(予定)まで)
------	--

6 勤務条件(予定)

給与	○報酬 心理判定員 大学卒相当 日額 9,350円 ※上記金額は、現段階における予定額です。 採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 (以下の項目も同様) ※採用前の職歴等により加算される場合があります。 ○期末手当 期末手当基礎額(報酬の月額相当額) 2.06月分(6月期1.03月分、12月期1.03月分) ※令和5年度の支給はありません。 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和5年9月1日採用の場合 6月期:なし12月期:100分の60) ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。 ○費用弁償(通勤手当) ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり、55,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円～40,557円までの範囲内で支給します。 ※敷地内に職員用有料駐車場あり(駐車料金:月額2,400円)
福利	健康保険(地方公務員共済)、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険、院内保育園 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	1ヶ月 17日 平日 午前8時30分～午後5時(休憩45分) 土日祝日年末年始(12/28～1/3)はお休み
任用期間	勤務成績その他事情を踏まえ、翌年度においても任用が継続されることがあります。(令和6年11月30日(予定)まで)

7 受験申込手続

提出書類	下記の書類を提出期限までに郵送・ご持参ください。 (1)採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 (2)資格者証の写し 1部
申込み先	◆鳥取県立総合療育センター 事務部採用担当◆ 〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター2階事務部
受験票の交付	受験票は交付しません。面接日・時間は、変更があれば前日までに電話でお伝えします。 試験開始10分前までに、2階事務部前においで下さい。

※ 配慮が必要な方は、会場準備等の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※ 提出書類等は採用の場合返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法及び採用方法

面接試験の得点の高い順に決定します。

ただし、採点項目の一つでも得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に合否を文書で通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により**受験者本人**が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に 84 円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長 3(23 cm×12 cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位	合格発表日から1ヵ月	鳥取県立総合療育センター 2階事務部

11 試験に関する注意事項

(1) 試験当日は、試験開始10分前までに2階事務部前に集合してください。(遅刻者は原則受験できません。)

(2) 総合療育センター敷地内は全面禁煙です。

(3) 新型コロナウイルス感染予防のため、マスクを着用の上、お越してください。

(4) 総合療育センターについては、ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送、採用手続き及び配属先の決定以外には利用しません。

13 受験会場案内図

